

第百九十六回国会
衆議院
外務委員会
議 録 第 五 号

平成三十年三月二十八日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 中山 泰秀君

理事 小田原 潔君

理事 新藤 義孝君

理事 山口 壯君

理事 小熊 慎司君

理事 井上 貴博君

黄川田仁志君

高村 正大君

杉田 水脈君

辻 清人君

中曾根康隆君

堀井 学君

山田 賢司君

篠原 豪君

関 健一郎君

岡本 三成君

穀田 恵二君

木原 誠二君

鈴木 貴子君

末松 義規君

遠山 清彦君

小淵 優子君

熊田 裕通君

佐々木 紀君

鈴木 隼人君

渡海紀三朗君

藤丸 敏君

務台 俊介君

阿久津幸彦君

山川百合子君

緑川 貴士君

岡田 克也君

丸山 穂高君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

神山 修君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

白間竜一郎君

政府参考人
(文化庁長官官房審議官)

永山 裕二君

政府参考人
(厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長)

宮崎 雅則君

政府参考人
(国土交通省大臣官房技術
審議官)

宮武 宜史君

外務委員会専門員

小林 扶次君

委員の異動

三月二十八日

辞任

熊田 裕通君

辻 清人君

山田 賢司君

同日

辞任

井上 貴博君

藤丸 敏君

務台 俊介君

補欠選任

熊田 裕通君

井上 貴博君

藤丸 敏君

務台 俊介君

補欠選任

熊田 裕通君

辻 清人君

山田 賢司君

三月二十七日

沖繩・高江の米軍ヘリパッドを撤去することに
関する請願(志位和夫君紹介(第六三三三号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害
のある者が発行された著作物を利用する機会を
促進するためのマラケシユ条約の締結について

承認を求めるの件(条約第一号)

二千九十年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源
化のための香港国際条約の締結について承認を
求めるの件(条約第二号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害
のある者が発行された著作物を利用する機会を促
進するためのマラケシユ条約の締結について承認
を求めるの件及び二千九十年の船舶の安全かつ環
境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結に
ついて承認を求めるの件の両件を議題といたしま
す。

この際、お諮りいたします。

両件審査のため、本日、政府参考人として外務
省大臣官房地球規模課題審議官鈴木秀生君、大臣
官房審議官相木俊宏君、大臣官房審議官松浦博司
君、大臣官房参事官鈴木博行君、経済局長山野内勘
二君、文部科学省大臣官房審議官神山修君、大臣
官房審議官白間竜一郎君、文化庁長官官房審議官
永山裕二君、厚生労働省社会・援護局障害保健福
祉部長宮崎雅則君及び国土交通省大臣官房技術審
議官宮武宜史君の出席を求め、説明を聴取いたし
たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○中山委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許しま
す。杉田水脈君。

○杉田委員 自由民主党の杉田水脈です。よろし
くお願いいたします。

まずはマラケシユ条約について質問をさせてい

ただきたいんです。

これは内容なんですけれども、視覚障害者の
方々が著作物を利用する機会を促進するために、
各国の著作権法において、視覚障害者の方々のた
めに利用しやすい様式の複製物に関する著作権の
制限であるとかまた例外を規定するというふうにな
ってあるんですけれども、この利用しやすい様
式の複製物というのは、どのようなものを指すん
でしようか。

○山野内政府参考人 お答え申し上げます。

マラケシユ条約第二条(b)におけます利用しやす
い様式の複製物というものにつきましましては、具
体的には、点字、大きな文字の書籍であります。大
圖書、さらに録音図書などが想定されているとこ
ろでございます。

○杉田委員 これは、各国の間でいろいろ交換で
きるといふような形で機会をたくさんつくってい
くという意味での条約になると思うんですけれど
も、日本語のものは、例えば、点字に直しても、
日本語は日本語の点字になるわけですね。それが
海外に行くと読んでいただくということとは、こ
れは、海外の方々も、日本語を理解した人じゃな
いとかなかなか難しいということになるんですね。
逆のパターンで、例えば、英語を点字に直す、
フランス語を点字に直すものが日本に入ってきた
場合も、これは英語やフランス語とかが理解でき
る人じゃないとちょっと利用ができないというよ
うな形になるかと思うんですけれども、そもそ
も、視覚障害者の方々が外国語の点字を理解でき
るという方はどのくらいいらっしゃるんでしょう
か。

○山野内政府参考人 今の御質問の点につきまし
ては、具体的な統計が我々の手元にございませ
んけれども、さまざまな方が外国語の習得に努力を
されているというふうには理解しているところで

そこで、一点確認したいと思うんですけども、きょうは皆さんに配付資料をお配りさせていただいております。これは、二〇一七年の二月二十二日に日本政府がアメリカの最高裁判所に出し

た意見書です。

いわゆるグレンデールに設置された慰安婦像の撤去を目的とする訴訟というのが行われておりまして、一番、二審のときは日本政府は何も動かなかったんですけれども、最高裁にいいよ持ち込まれたときに日本政府が最高裁判所に対して意見書を出したんですけれども、この意見書は今の政府の正式見解と考えてよろしいでしょうか。

○総府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。カリフォルニア州グレンデール市に設置されました慰安婦像に関する訴訟がアメリカの連邦最高裁判所に上告されたことを受けて、二〇一七年二月二十二日、我が国政府は同裁判所に対し、この裁判についての日本政府としての考え方を記した意見書を提出したものでございます。

○杉田委員 この中に、より明確に書かれているんです。ね、慰安婦問題が日韓の両国間での外交問題である、女性の人権問題ではないということがしっかりと書かれております。この意見書が今の政府の正式見解であるということも確認ができました。ありがとうございます。

そこで、これは皆さんにおつけしておるんですけれども、この意見書、実は英語で書かれております。というのは、日本政府がワシントンD.C.にある法律事務所に見解書の作成を依頼して、そして最高裁判所に提出したという経緯がありまして、実は、この英文は外務省のホームページに載っておるんですけれども、日本語がないんです。

これが日本政府の正式見解であるというのであれば、広く日本国民にも知っていただく必要があると思うんですけれども、これは、なぜ日本語訳をしつかりやってホームページに載せるというようなことをしていらないのか、そもそも日本語訳はあるんですか、お尋ねします。

○総府参考人 委員御指摘の意見書は、この訴訟の争点を踏まえつつ、アメリカの裁判所に提出する目的で作成したものでございまして、直接英

文で作成しており、政府として和文は作成してございません。ただし、この意見書を提出した際に、その旨は外務省のホームページで広く知らせております。

また、慰安婦問題に関する我が国政府の立場一般につきましては、別途、外務省のホームページ等において日本語におきましても発信をしているつもりでございます。

○杉田委員 外務省のホームページに載っているんですよ、英語のままで。ホームページに載っているというところは、この文獻をできるだけたくさんの方に見ていただきたいということなんです。これは日本政府が出した意見書なんです。英語しかないというのは、私はおかしいことだということに思っております。この意見書の存在自体を知らない方々も非常にたくさんいらっしゃると思います。

この意見書、なかなかいいことがたくさん書いてあるんですよ。例えば、日本政府は十分に歴史上の事実を調査してきたので、グレンデール市の碑文に記載されている歴史上の記述の正確さに強く異議を唱えるという形で、日本政府の姿勢を非常に強く打ち出しておる意見書になっておるんですね。

ですので、しっかりとこれは日本語訳をつくらせていただいて、英文のものと並べて外務省のホームページに載せていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総府参考人 お答え申し上げます。

これまで日本語訳をつくっていない事情につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

この裁判はアメリカの裁判でございまして、特にこの連邦最高裁で議論された論点は、連邦政府の権限と地方公共団体としての市の権限の関係に関するものでございまして、特にその点についてのアメリカの判例とかアメリカの連邦政府がとってきた立場とか、そういったこともたくさん記述してございます。

そういうことに鑑みまして、かつ、この意見書はアメリカの裁判所に提出したものでございまして、英文で直接作成し、日本文を、和文を作成していないという事情がございます。

ただ、委員御指摘のような、幾つか慰安婦問題そのものに関して日本政府がとってきている点につきましては、これは別途の形でいろいろな場で表明もしておりますので、外務省ホームページにも載せておりますし、あるいは国会などでも御説明申し上げてきているとおりでございます。

○杉田委員 日本の外務省で出した英文のものを和訳しないで、ホームページにも載せないという理由が私はちょっとよくわからないんですけれども、できればこれはしっかりと日本語に訳をして、できるだけたくさん、私たち、まず、この慰安婦問題というのは、日本国民がしっかりと知らないといけない問題だということに思っておりますので、しっかりと日本語訳をしていただいて、ホームページにも載せていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

そして、この意見書の中にも例示されているものがございます。女子差別撤廃委員会の第七回、第八回の政府報告なんですけれども、いわゆる、二〇一六年の二月十六日に、ジュネーブの方の国連で行われました女子差別撤廃委員会の対日審査、そこにおいて杉山外務審議官が発言した内容というのが引用をされております。

この内容なんですけれども、これは私、実際にこの二月十六日の日にジュネーブで傍聴をしておりました。杉山審議官、非常にはっきりとしたことをおっしゃってくださったので、あのときはもうびっくりして、すごうれしかったのを覚えておるんですけれども。

例えば、一九九〇年代初頭以降、慰安婦問題に関する本格的な事実調査を行ったが、軍や官憲によるいわゆる強制連行を確認できるものはなかったという形ではっきり言っておりますし、慰安婦が強制連行されたという見方が広く流布された原因は、吉田清治氏の「私の戦争犯罪」という本で

あって、これが朝日新聞により事実であるかのように大きく報道されたのが原因であるというようなこともしっかりとその場でお話をされていらっしやいました。それから、朝日新聞自身も、事実関係の誤りを認めて、正式にこの点につき読者に謝罪をしているということまで触れております。

それから、二十万人という数字は、具体的な裏づけのない数字であるということ、女子挺身隊と混同をしまして誤ってこの二十万人という数字が広まってしまったというようなこともここで言っています。

それから、なお性奴隷といった表現は事実に対するということも、ここではっきり杉山審議官は述べられました。

それから、再質問があつたんですね。まず最初はオーストリアの委員からの質問に答えて先ほどのようなことが答弁されたんですけれども、その後中国の委員の方から再質問されたんですけれども、それに対して、当時の軍の関与についてもしっかりと杉山審議官は言及されているんですよ。当時の軍の関与のもとというのはどういう意味かというところ、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送について、これについて日本軍の関与があつたというだけであるということになっております。それから、ここでも、性奴隷という表現も事実に対するということをもう一度繰り返しておきたい、添付した書面の中にも性奴隷という言葉は一カ所も見つかっていないというようにもはつきりと述べられておるんですね。

これも確認しておきたいと思うんですけれども、この女子差別撤廃委員会の対日審査において杉山審議官が二月十六日にジュネーブで発言したこの内容というのは、これは政府の正式見解と見てよろしいですか。

○総府参考人 委員御指摘の審査におけます杉山外務審議官、当時でございましてけれども、の発言は、日本政府の見解を述べたものでございまして。

○杉田委員 これが日本政府の正式見解と見ても

いいということ御答弁をいただいたと思ひます。そこで、更に質問を続けていきたいというふう

に思ふんです。では、これが正式見解であるのであれば、これ

もまた外務省のホームページなんですよ、皆さんの方にも配付資料をお渡ししておるんですけれども、

「慰安婦問題」に対して、日本政府はどのように考えていますか。という、これはQアンドAなんですけれども、QアンドAのところに、これは

もうずっとこの記述はそのままなんです。先ほど言った、杉山審議官が発言した内容が日本

政府の公式見解であるというのであれば、この内容をこの部分に載せるべきではないかという

ふうに私は考えるんですね。実は、この下の方に、女子差別撤廃条約第七回

及び第八回政府報告審査、質疑の部分の発言概要と書いてあつて、下線を引いてある一番下なんですけれども、

ここをクリックすると今皆さんにお配りしました杉山審議官の日本語の部分が出てくるんですけれども、これは、よっぽどの問題に

関心があつて、よっぽどマニアックに調べた人じゃないと、ここまでたどり着きません。これを

わざわざクリックして杉山審議官の発言を読むという事は、なかなか普通の方にはしな

いと思うんです。どうしても、一番最初に出てくる、この「慰安婦問題」に対して、日本政府はどのよう

に考えていますか。という、この一番上の部分しかないと思ひます。ここは本

当に、深く傷つけたので謝つています、おわびをしています、反省の気持ちを申し上げて

いますと書いてあるんですよ。これは矛盾しませんか。なぜ先ほどの杉山審議

官の発言をこの部分に載せられないのか、質問したいと思ひます。

○総政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘の、外務省ホームページにお

ける「歴史問題Q&A」というところがござ

います。この問い五につきましては、慰安婦問題について政

府がとつてきております立場を記述しているものと

ござります。そして、御指摘のとおり、そこからリンクを張

りまして、委員御指摘の杉山外務審議官当時の発言

の方も見る事ができるようになっておりま

す。これは後者の方がなかなか見つからないではな

いかという御指摘につきましては、私ども、広

報、外務省のホームページのあり方については不

断に検討していかなければいけないと思ひます。今

後、今後もよりわかりやすい発信を心がけて

いきたいというふうに思ひます。○杉田委員 より

わかりやすい発信をという事

だったんですけれども、もう一度確認します。この杉山審議官の二〇一六年二月十六日女子差

別撤廃委員会の対日審査における発言というの

は、これは政府の正式見解なんです。正式見

解で、これが今慰安婦問題に対する日本政府の立

場なのであれば、これを、こういうリンクを張つ

てそこに飛んでもらつて読んでもらうのではなく

て、そのものずばりをここに書いた方がいいと思

うんですけれども、書けない理由が何かあるん

で

理由についてはお答えがなかったと思ひます。す

けれども、このところをしっかりとやっていて

いたいただきたいというふうに思ひます。それからもう一点、外務省のホームページから

アジア女性基金のホームページに飛びます。そこ

のところに行くと思ひます。慰安婦の定義というのがあるん

です。これは英文の部分です、英文の部分に慰

安婦の定義というのがあります、皆さんのとこ

ろに配付資料でもおつけしているんですけれど

も、この英文の定義の中に、下線の部分です、

フォースド・ツー・プロパイド・セックス・サ

ービスという形で書いてあるんですけれども、この

文言、要するに、強制連行がなかった、強制され

ていなかったということ、今、杉山審議官の文

にも確認しましたし、先ほどの意見書の中にも確

認できるんですけれども、この部分、この記述

がおかしいじゃないかというふうに思ひます。この記述につ

きましては、実は、二〇一四年の十月六日の衆議院の予算委員会

で、当時次世代の党の幹事長であつた山田宏代議員がこの件につ

きまして、追及しているんですよ、質問しているんですよ。でも、いまだに直つていないんですよ。もう強

制連行はなかったという形で、これが政府の正式見解でよろし

いんですよ、先ほどから何回も何回も言つておりますが、な

のに、なぜこれは、ホームページの英語の部分ではこの記述が残つ

たままになっているのか。このあたりはどうですか。改定でき

ますか。○総政府参考人 委員御指摘のアジア女性基金関

係のページでござ

いますけれども、アジア女性基金は、当時日本政府も関与する形で取り組んで

いる取組でござ

いますので、外務省のホームページからリンクを張つてそ

ちらのホームページに移行することができるようになってござ

いますけれども、そこに書いてあること全てが日本政府の公

式見解ということではござ

いません。先ほどの強制性に関する御指摘につきましては、政府は、従来から一貫して、政府が発見した

資料の中には軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見

当たらないと、答弁も申し上げておりますし、閣議決定した形で示すとい

うこともいたしてござ

います。○杉田委員 何のためにホームページがあるのか、何のために英語で発信しているのか。やはり

広く日本の正しい情報というのを海外の方にわかつていただくために

ホームページがあつて、そして英語での発信というのがあると思ひ

ます。○総政府参考人 お答え申し上げます。慰安婦問題に

対する立場、特に委員御指摘の強

制性の有無に関する立場につきましては、先ほども答弁申し上げましたが、我が国政府として、これまで一貫して、これまでの調査における資料からは、直接これを示す、強制性を示すものは見当たらなかったということを言っておるわけでございます。

御指摘の河野官房長官の記者会見のくだりにつきましては、これもたびたび国会で取り上げられてきておりますけれども、例えば、平成二十六年七月に安倍総理は、当時、河野官房長官がどういうお考えで記者会見で発言されたかは承知していないというふうに答弁しているとおりでございます。

○杉田委員 私もう今野党ではなくて与党ですの、しっかりと日本の国益にかなうために皆さんと一緒に努力をしていきたいというふうに思っておりますし、きょうは、出席の委員の方々も、この意見、うなずきながら聞いてくださったことを大変うれしく思っております。

時間が参りましたので終わりますけれども、これからもしっかりと日本の真実を発信していっていただきたいというふうに思っております。

どうもありがとうございます。

○中山委員長 次に、篠原豪君。

○篠原(豪)委員 おはようございます。篠原豪でございます。よろしく願います。

まず、きょうは条約の審議ということなので、条約の中身について伺っていきます。二本だけですので、なるべくしっかりと丁寧にお答えをしたいと思いますので、よろしく願います。

まず、二〇二三年の六月に条約が採択をされ、今回このマラケシユ条約は、著作権法の一部を改正する法律案とともに条約承認案が国会に提出されるまで五年、実に五年かかっています。

そもそも、我が国の著作権法は、第三十七条におきまして、視覚障害者のための複製等に係る権利制限規定が既に定められています。ですので、公共図書館等における実務の場では、著作権法第

三十七条の第三項に基づくガイドラインがありまして、そのもとに、身体障害者の皆様方に、読字に支障のある者のためにも複製等が行われていて、条約が求めている、身体障害などにより書籍を読むことが困難な者にまで受益対象範囲を広げること、国内的には何か問題があるというふうには思えないということなので、そうすると、なぜ、まずその国内法の準備のために五年間という時間を要したのか、この点について伺いをさせていただきます。

○河野国務大臣 これまで本条約の締結を視野に入れ、本条約の担保法である著作権法を所管する文化庁において、障害者団体と権利者団体の間の意見調整や法改正に関する検討が鋭意進められてきたと承知しております。

その結果、今般、本条約の締結に必要な改正部分を含む著作権改正法案が通常国会に提出される見込みとなり、本条約の締結の条件が整ったことから、本条約の締結について御承認をお願いするものでございます。

○篠原(豪)委員 実務上で、実際、どういうところに苦労されたとか課題があったとか、そういうのがあれば、少し教えていただければと思うんですけれども。

○永山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のマラケシユ条約への著作権法の改正による対応でございますけれども、文化審議会での検討がスタートしたのは平成二十六年でございます。

それで、二十六年の十月に文化審議会の小委員会の方で関係する障害者団体、権利者団体にヒアリングを行ったところ、障害者団体の方から、特にマラケシユ条約の締結に必要な手当てだけではなくて、それ以外の項目も含めて複数の要望事項が示されました。その点について権利者団体から反対若しくは慎重な立場が示されたということを受けて、その後、権利者団体また障害者団体との意見の調整を行ってきたということでございます。それに若干二年ほど時間がかかったというこ

とでございます。

三つの事項、要望項目がございましたが、そのうち二つについては関係者間の意見が集約したという段階で、昨年の二月、そういう段階になりましたので、障害者団体の方から、調整がついた事項について速やかに制度改正をしてほしいという意向が示されたのを受けて、四月に審議会としての最終報告、それを受けて、今回、国会の方に著作権法の改正案を提出させていただいたという経緯になってございます。

○篠原(豪)委員 もし差し支えなければ、その三事項のうち、二つは調整がついた、もう一つは調整がついていないということ、その点についてどういうようなことがあるのかということをお教えください。

○永山政府参考人 障害者団体から、マラケシユ条約を超えて御要望があった三項目については、一つは、現在、著作権法三十七條三項に基づいて著作物の複製等が行える主体というのはボランティアグループも対象になっておりますけれども、ただ、文化庁の長官の個別指定が必要だということになっておりますので、それを見直してほしいという点。また、三十七條三項に基づき、メール送信、現在、ネットでの配信はできますけれどもメールでの送信ができないということでございます。また、字幕とか解説音声つきの放送番組を公衆送信できるようにしてほしい。この三項目について御要望がございました。

そのうち、二点目のメール送信については、今回、著作権法の改正案に盛り込ませていただいております。あと、また、個別指定を受けずにボランティア団体、ボランティアグループも法律に基づいて一定の利用ができるようにしてほしいという点についても、一定の条件は付す予定にしておりますけれども、そういう方向での政令改正なども検討していきたいということで、この二項目については、障害者団体の御要望に沿う形での見直しということを考えておりますが、最後の三点

目の字幕、放送中に字幕をつけて提供することについては、関係者間、障害者団体と権利者団体との調整がまだついていないという段階でございます。まして、障害者団体の方からも、今後積極的に協議を進めていきたいので文化庁としても積極的にいかかわってほしいという御要望をいただいておりますので、そういう形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○篠原(豪)委員 このような条約を結ぶので、できるところは更に改善していく、やっていく点というのは調整をしていただければと思います。

この条約を締結する意義について少し伺いたいんですが、世界の中で、目が見えない方、視覚が何らかの障害をお持ちの方が二億八千五百万、約三億人ぐらいの方がいらっしゃるという、非常に多い数だと私は思っています。そのうちの九〇%の方々が、これは開発途上国に住んでいらっしゃる。

そのことを考えれば、この条約の大きな受益者は開発途上国の方々でもあるというふうに言えるんじゃないかと思っております。日本としては、こういう国際的な取組に参加するということだけじゃなくて、本条約を日本が締結することで我が国の開発途上国対策に何か裨益をすることがあるのかどうかということをどのようにお考えかを教えていただければと思います。

○河野国務大臣 この条約は、視覚障害者などの方々による著作物の利用機会を促進するためのものでありまして、我が国がこの条約を締結することにより、我が国の視覚障害者等の方々による国内外の著作物の利用の機会を更に促進するとともに、視覚障害者等の方々による著作物の利用の機会の促進に関する国際的な取組に貢献することにも資するものと考えております。

この条約は、各国の点字図書館等が利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換等について定めるものでありまして、視覚障害者等の方々による著作物の利用の機会の促進に関する国際的な協力を行う観点から重要なものであります。我が国

として、この条約の締結を契機に、開発途上国を含むこの分野における国際的な協力を一層進展させていきたいと考えております。

先ほどの質疑の中にもありましたように、点字というのは、日本語を日本語の点字に訳す、英語を英語の点字に訳すということでございますので、委員の御指摘がございましたような、途上国の視覚障害者を持つていらっしゃる方々に対しては、その国のその方々の言葉でものを提供しなければいけませんし、それ以外の利用しやすい形態についても、そうした方々が理解できる言葉で提供しなければならぬという問題がございますので、我が国としては、そうしたことを含め、途上国の視覚障害者を持つていらっしゃる方々がさまざまな著作物を利用しやすいような形でできるように、これからもしっかりと御支援申し上げてまいりたいと思っております。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。力強いお言葉ですので、ぜひよろしくお願いいたします。

一方で、国内に対して何か裨益する問題というのはどのように考えているかということがあれば教えていただければと思うんですけれども、国内の方です。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

マラケシユ条約の効力発生後は、日本と条約締結国間において、利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換することが可能となるわけでございますが、厚労省で具体的な事業で申し上げますと、視覚障害者情報総合ネットワーク、いわゆるサビエを活用し、全国の視覚障害者がインターネットを通じて点字図書や録音図書のダウンロード等を行うことができる支援を実施しているところでございますが、条約の効力発生によりまして、日本国内に多数の外国の著作物が輸入されることによりサビエの充実が図られるというふうに考えておりまして、視覚障害者に対する国内外の著作物の利用機会が促進されるものと考えております。

○篠原(豪)委員 わかりました。次は、そうすると、国内の中で、市場の問題ですかね。

日本ではこれまで、印刷物の判読に障害のある方々が著作物を読めるようにするためには、ボランティアの方々が点字翻訳や読み上げサービスを実質的にはほとんど無償でやっていたという方が多くて、提供するというところで、そういう方々が一般的だと思われれます。公的な支援も、それを応援するというのが従来のあり方だったんだというふうに思っています。

他方で、条約の趣旨を、自国の市場において受益者が特定の利用しやすい様式では妥当な条件によつて商業的に入手することができない著作物に限定する旨を宣言することができるようになっていて、我が国も、オーストラリアやカナダ同様、そうした宣言をする予定だというふうに聞いています。そうですね。

そのことは、障害者へのそうしたサービスが既に市場を介して提供できている場合にはそれを阻害しないという意味とともに、より広範なサービスが市場ベースで提供できればより好ましいと考えていることも含意しているのではないかと思っています。その方が、より広範なサービスの提供者の出現が期待はできるし、それに応じてサービスの多様性もふえていくんだらうというふうに思っています。

もちろん、現状では商業サービスの対象にはならないので、国等が補助金等の資金的支援を行つて、新しい市場を形成していく必要があるんだらう。つまり、民間でも利益が見込まれる状態に持つていくということが必要だというふうに思っています。

ですので、宣言をするということは、政府として、市場を介したサービスが好ましいのか、できればそうした市場を創設していきたいんだということ、今回のこの条約の批准、そしてこの宣言によつて考えを持つていくのかどうか。具体的な政策等があれば教えていただければと思います。

○山野内政府参考人 お答え申し上げます。篠原委員、市場を介してサービスを提供するというお考えでございました。御指摘のとおり、宣言につきましましては、これをする予定でございます。

我が国が本条約を締結することによりまして、点字図書、拡大図書あるいは録音図書といった、視覚障害者の方々にとつて利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するための協力が推進されると同時に、国内外において、視覚障害者の方々等による著作物の利用が促進されることを期待しているところでございます。

御指摘の点につきましては、外務省として、文化庁、文科省、厚生労働省、国立国会図書館、経済産業省などと、各省の会議も開きまして、共有しながら、マラケシユ条約のもとでの国際的な協力を通じて、視覚障害者等の方々による著作物の利用の促進に貢献してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○篠原(豪)委員 この市場ということですが、私も以前、ちよつと雑誌の編集者をやつていたことがあつて、そこに、ある外国の映像プロデューサーの方で、この方は映像プロデューサーなんですけれども目が見えないんですよ、その方に原稿をお願いして、どういふふうにしてあるんだと。プロフェッショナルリズムについて、仕事に対してということ、目が見えないということなんです。が、お願いしたら、寄稿していただきました。で、せっかくそれを寄稿していただいたので、私が携わつていた雑誌は別に視覚障害者の方々向けのものじゃなかったんですが、その部分だけは何か点字にしようということ、結構予算がかつたんですけれども、その部分だけは点字にしたんです。

点字印刷をお願いすると、まず、業者の方が非常に少ないし、結構苦労するんですよ。なので、我々、普通の感覚の編集者がそういうことにチャレンジすると結構ハードルが高くて、苦労した思いがあります。その業者の方々も、やはりす

ごく少ないので、単価もコストもそれほど安くはなくて、そのページだけで相当な印刷費がかかりました。百四十四ページの本なんですけれども、たった数ページののために何割かという印刷費がかかりましたけれども、それでもやろうということ、やったことがあつて。

ですので、これを機に、やはり、今までボランティアさんだけでもやつてきたいろいろなあるもので、これから流れを考えていけば、先ほど大臣もおっしゃつたように、国内についても国外についても、それぞれ言語も違いますし、いろいろなことをやつていかなきゃいけないと思つていますので、ぜひしっかりと、そういったことも政策として考えていただきたいと思つていますし、今、省庁を横断してそういう取組をなさるということでしたので、私はぜひやつていただきたいと思つています。

次は、そうはいっても、受益者以外の人が不正に利用できないようにするということは、著作権を守る上でこれは欠かせない措置でもあるんだというふうに思います。

公共図書館による貸出しサービスとか、貸出しの規制で対処できるところはそれでいいんですけれども、サービスのインフラとして、インターネットを介したデジタル情報については、これは、インターネットを通じてお渡しした方が、コスト的にもパフォーマンシ的には現実だというふうには思われるんですが、その場合には、健康者の利用と障害者の方々の利用を区別することが難しくなるということが実際に起きると思つていて、不正利用を防止することは格段に難しくなつていくんだらうと思つています。

近い将来、デジタル技術によつて、特別な施設を利用しなくても障害者が健康者と同じように日常生活を送るようになることが期待されている以上、最終的には不正利用という考え方が成り立ち続けるのかということが実態として起きていくんじゃないかと思つていて、そうすると、それだから、不正利用防止のためにこれから理想の実現が

阻害されるということは好ましくない、そうであれば、著作権保護に関する発想の転換も必要になっていくだろうと思います。

それが、市場を介したサービスの提供である。つまり、補助金等による新たな市場を形成して、市場経由でサービスを提供できれば、著作権者も一定の利益が得られるので、そもそも、不正利用に対する取締りというかそういうもののコストも削減されて、好ましくなっていくんじゃないかというふうに思っていて、この辺についての、非常にバランスは難しいんですが、もし著作権との兼ね合いで何かお答えできることがあれば、ちょっと教えていただくことは可能でしょうか。

○永山政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、市場を介して、例えば出版社などから視覚障害者向けの図書の販売など、サービスが提供されるということは、視覚障害者の著作物へのアクセスが改善する、そういう大きな効果があると思います。

また、それを通じて権利者にも一定の対価が還元されるということにもなりますので、アクセスの改善また権利保護にもつながるということであり、そういう方向はあるべき姿だというふうに考えております。

その上で、委員御指摘のインターネットでの利用がこれからどんどん進んでいくということになりますので、そういう際の不正利用の關係でございしますが、著作権法三十七条三項の権利制限は、当然、障害者へのアクセス改善ということを目的とした権利制限ということでございますので、目的外にそれが流用されるといいますか、それはあってはならないことでございます。権利保護と利用の円滑、その両方のバランスをとっていく必要があるというふうに考えております。

これから不正利用については、恐らく、利用者の登録とかそういう形で受益者がある程度特定していくとか、さまざまな形で両方のバランスをとっていくということとは、今後、これまで以上に取組を進められるのではないかとというふうに考え

ております。

○篠原(豪)委員 これは難しい問題なので、しっかりとやはり考えていかないといけないのかなと思っております。これはちゃんとやらなきゃいけないということで、こういった質問にさせていただいているんですが。

今登録というお話がありましたけれども、例えば今ボランティアさんでいろいろと仕事をされていて、公的な機関、団体と連携されてやっている方々もいますけれども、必ずしも組織にはとらわれず、自由に活動している方々も多いと思ってるんです。その両者の割合がどのような状態かということはわかりますか。それは難しいですか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

今委員から御質問のありましたボランティアの割合についてですが、私どもでは、ちよつとこれらの割合については把握していないところでございます。

○篠原(豪)委員 こういう方々がボランティアでいろいろとやってく中で、公的なお墨つきとかそういうものがあれば、公認手続というかわかりませんけれども、こういう人たち、善意の個人が従来できてきた個人としてのサービスの提供を何か認定すれば、先ほど登録とおっしゃっていただけけれども、そういうサービスの提供を安易に妨げられることも避けられるということになっていくんだと思えますし、そうした善意の個人のサービスの提供を守るために、今回の条約をやることと、実際のどのようなこの対策を、個人サービスの提供ということでは守っていくことを考えていらつしやるのか、わかれば教えてください。

○永山政府参考人 委員御指摘のとおり、視覚障害者などの方にアクセシブルな書籍を作成するということについては、図書館とか障害者関係施設、そういう施設で行われるケースのほか、そういう組織に属さないボランティアの方において作成されることも多く、そういうボランティアの方の活動がより円滑に行われるような環境整備が要望もされているところでございます。

文化庁としても、そういうボランティア団体の果たす役割というものは非常に大きいというふうな考えておりまして、その御要望につきまして、今はボランティアの方々が著作権法の権利制限規定に基づいて複製などを行う場合には文化庁長官の指定ということが必要になっておりますが、それについて今後見直しをし、現行制度よりも簡易な方法で、著作権法に基づいてさまざまな利用ができるようにしたいというふうに考えております。

そのための政令改正等の所要の措置についても提言が行われており、今後、そういう改善に向けた具体的な制度設計を関係者の御意見も聞きながら進めていきたいと考えております。

○篠原(豪)委員 しつかりと考えていただけるということで、よろしく願います。

次は、DAISYの活用について少し伺いたいんですが、デジタル情報の提供に関してはデジタル録音図書の国際規格のDAISYがあつて、既に英語圏、フランス語圏で相当な録音図書が作成されて、障害者の方々に無償で提供をされてい

ます。日本が条約に批准すればこうした技術やサービスを利用できることにはなると思ふんですけれども、政府としてこのDAISYの活用をどういうふうに、DAISYを活用したサービスの促進策というんでしようか、例えば出版社が出版と同時にDAISY図書を作成できるようなことがあればそれは本当にいいことだと思ふんですね、そういうことに対して例えば支援策が何らかあるのであれば教えてくださいと思います。

○河野国務大臣 デジタル・アクセシブル・インフォメーション・システムというのは国際標準規格の一つだというふうに認識をしておりますが、日本の視覚障害者等の方々による国内外の著作物の利用の機会がこの条約の締結によって更に促進される中で、今御指摘をいただきましたDAISYを含めた、利用しやすい様式の複製物の活用が国内において更に進むことを期待していきたく

いうふうに思っております。

○篠原(豪)委員 ぜひお願いします。

こつちの条約では最後の質問になるんですけれども。

教育の現場においても、私も市議会議員をやっていたこともあつてそういう所属の委員会にいたことがあつて、やはりお話があるのは、視覚障害者の方々が普通に当たり前にみんなと同じような教育を受けたらいいんだということを、小学校でそういう話がありまして、そのときに、何かかわかりませんけれども、例えばディスレクシアの方々みたいに、なかなか文字がきれいに読めない、例えばトム・クルーズさんとか、名前を出していいかわかりませんけれども、映画監督のステイブン・スピルバーグさんとか、あの方々は文字を読んでも入ってこないんで、全部聞いて、そしてそれをあれだけの演技に持っていくという、特殊な本当に天才的な才能をお持ちだと思ふんです。

学校教育の現場でも、音から何かうまくできればいいなというのがありますので、こういった録音図書みたいなのを進めていくのも大事だと思うので、それはやっていただきたいんですが、一方で、今度は点字。点字プリンターがあれば、これは一校に一台でもあればすごく助かるんだ、点字プリンターはそんな高くない、百万円ぐらいだったと思ふんですけれども、そういうこともあれば、そういう方々がいるところではすごく助かるんだと。

点字プリンターも、ボランティアさんでやってくださっているところというのは学校じゃなくて地域にあつたりするんですけれども、なかなかいづもやってももらえるわけじゃないので大変だみたいな話があつて、その辺も含めて、教育の現場でも、少しこの条約に関して、点字プリンターのようなのものを少し余分に、学校教育の場から導入をしていくようなことを働きかけるぐらいのことのできたらいいなと思ふんですが、その辺について、もしお答えできる方がいらつしやれば教えてくださいと思います。

○永山政府参考人 委員御指摘の趣旨は十分理解させていたるところでございますが、私、きょうは著作権法を所管している文化庁の審議官として政府参考人として御出席させていただいてますので、担当は文部科学省の初等中等教育局になりますので、先生の発言の趣旨は責任を持って伝えさせていただきますと思います。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

では、マラケシュ条約、しっかりと国内外を含めて進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次は、もう時間がないので簡単に伺っていきませんが、もう一本の方、香港条約について伺います。

先ほどの委員からもお話ありましたけれども、二〇〇九年の条約採択から、あれは二〇〇九年です。今、今も二〇一八年になりますので、大分時間がかかった。何でもこんなにかかったのかというところは先ほどおっしゃっていましたが、どなたが大変だったのかというところを簡単に教えていただければと思います。

○河野国務大臣 この条約を通じて適切な形で船舶の解体を確保するということは、労働者の安全確保、環境の保護に加え、市場から古い船舶の退出を促す、そして新たな船舶の建造につながるという意味において、日本の海事産業の持続可能な発展にも大いに貢献するものだというふうに思っております。

反対に、この条約は、海事、環境、労働分野の規制を広く含むために、国内の法制化において、船舶解体業者等を含めた検討会を開くとともに、関係省庁において、既存法との適用調整につき、ほかの国の事故状況あるいは法制化の状況を踏まえた慎重な検討を行う必要がございました。

今般、関係省庁間で意見の一致を得るに至り、国会で本条約の締結についてお諮りをする事ができるようになったというものでございます。○篠原(豪)委員 次は、インベントリーの作成について少し伺いたいんですけども、船舶は、船

内の有害物質の種類、概算量、所在位置などを記した一覧、これはインベントリーというんですけれども、これを最終処分までの期間を通じて維持しなければならぬと定めていますね。

新造船の場合にはそれほど難しいというふうには思わないんですけれども、既に就航中の船舶の場合には、船舶の所有者と管理者あるいは国が、それぞれ異なる状況下に金銭的な負担を伴う義務に、これはとても、一〇〇%すぐ対応できるのかといったら、本当にできるのかなというところは思っていて、インベントリー作成を促進するためには国内的、国際的にどのような措置を考えているのか。促進策だけじゃなくて、やはり作成せざるを得ないような状況をつくり出すことが重要だというふうにも思いますが、その方策について具体的にあれば教えていただきたいと思います。

○河野国務大臣 おっしゃるように、現存船につきましては、有害物質のインベントリーへの記載方法を一部緩和するとともに、発効から五年間の猶予期間を設けることで、船舶所有者の負担を軽減することによって実効性を確保していきたいというふうに思っております。

国内の法制化に当たっても、インベントリーの記載については、船舶所有者との調整に努め、御理解を得ておりますので、関係事業者においても必要な対応を進めていただいているものと承知をしております。

○篠原(豪)委員 次は、リサイクル計画の作成について伺います。リサイクルを受け入れる側にも、船舶リサイクル施設計画、船舶リサイクル計画の作成義務が生じます。

そもそも、コストの安さを武器にしてリサイクル事業を獲得してきたインドやバングラデシュ、パキスタンとか中国とか、そういった国があると思うんですけれども、どこまで対応能力を持っているか、これも疑問が出てくるんじゃないかと思えます。インドなどのピーチング方式を禁止して、その

負担がコストにはね返ると、必然的に他国の業者に仕事を奪われることになるのではないかと。したがって、日本を含む先進国が何らかの財政支援を行う必要があるかというふうな議論が出てくるんだと思います。

条約義務を果たしている場合には、コストが高くなっても、民間企業がそうした施設を利活用できないようにする措置も必要であると思うんですが、具体的にどのような措置を想定しているのかということについて伺います。

○河野国務大臣 この条約及び関連指針では、解体施設やリサイクル計画の要件について詳細に規定をし、その遵守を締約国に義務づけておりますが、こうしたルールの作成の交渉には、途上国の中でも主要な船舶解体国が参加をしてきて、その上での交渉が行われております。

こうした国々が本条約に沿った適切な解体を行うための国内法の整備を進めていくことになることですが、この条約の実効性が確保されるようになると思いますが、御指摘のように、途上国、そのコストという部分でもこのビジネスをやってきたということもございまして、この条約の中には、締約国による技術協力をいざば奨励するような規定が設けられております。

日本も、インドによるこの条約の早期締結を促すために、ODA事業を通じて、インドの船舶解体関連施設の改善を支援し、この条約の実施体制の整備を後押ししているところでございます。

日本も主要な海運・造船国でございますので、これまで培った船舶分野での技術的知見を活用して、必要な知見の共有を途上国としっかりと行ってまいりたいというふうに思っています。

○篠原(豪)委員 ぜひしっかりとやっていただければと思います。

他方で、先進国のリサイクルについてちょっと考えたときに、今、日本はずっとそういった技術を持っているという話でしたけれども、現状では価格競争力が余りないので、これはなかなかそんなにすぐという話ではないように思っています。

けれども、ただ、仮にリサイクルに関する環境規制が厳しくなった場合には、人件費ではなくて技術的なパフォーマンス、優位性がリサイクル価格の大きな割合を占めるようになってくるんじゃないか。そうした場合、環境などの規制が厳しくなればなるほど、先進国にもリサイクルの優位性が生まれていくんじゃないかと思っています。

この条約を一度押し進めることで、我が国に船舶リサイクル事業を呼び込むか、あるいは我が国のリサイクル企業が他国でリサイクル施設を運営することも同時に考えられるんじゃないかというふうに思っています。

政府には、やはりそういった形で構想をしっかりと持っていたいただきたいと思いますけれども、そういったものがあれば具体的に説明をお願いしたいのと、あと、日本じゃなくて欧米の先進国においてそういった構想があるのであれば、我々もしっかりと優位性を持ってやっていかなきゃいけないので、これはどういうふうな認識をしているのかというのも大事だと思いますので、伺いさせていただきます。

○宮武政府参考人 お答え申し上げます。

リサイクル事業の競争力には、人件費、船舶の買取価格、スクラップ鉄の取引価格が大きく影響すると考えております。

この点、船舶の解体作業が多数の労働者が携わるものであることは変わらないと考えられますので、人件費は無視できません。

また、国内のスクラップ鉄の需要が少ない我が国におきましては、その取引価格の上昇は期待しにくく、これに伴い、船舶の買取価格の上昇も期待しにくいことから、我が国及び……(篠原(豪)委員)もうちょっと大きくと呼ぶ……わが国及び我が国が我が国企業が船舶リサイクル事業を国際的に主導できるかは未知数と考えております。

しかしながら、御指摘のように、人件費よりも技術力がリサイクル価格の決定要因となった場合には、先進国のリサイクル事業の競争力が相対的

に上がると考えられます。

我が国がシブプリサイクル条約を締結することによりまして、世界的に環境に優しく、安全なりサイクルの推進に貢献いたしますので、条約発効後も我が国のリサイクル事業を周知してまいります。

また、欧米主要国の中でリサイクル事業のシェアが大きいアメリカにおきましても、その世界シェアは〇・五％という低い状況にございます。したがって、我が国と同じような状況にあるのではないかと考えておるところでございます。

○篠原(豪)委員 リサイクル施設は、やはり国内外でどういうふうにやればいいかと考えていただきたいと思います。

きょうは時間が来ましたのでここで終わらせていただきますけれども、こういった、日本が中心になってやってきた条約というのはそれなりに責任もあるんだと思います。そして、全地球的な規模で考えてどんないい方向に向かっていくものであるかと思っていますので、ぜひしっかりと進めていただきたいということを外務大臣にお願いをしまして、きょうの質問とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○中山委員長 次に、小熊慎司君。

○小熊委員 希望の党の小熊慎司です。まず、マラケシ条約についてお聞きをいたします。

これまでも同僚議員の質疑にもありましたところ、この意義や目的というのは大いに賛成するところでありまして、実態としてこれをしっかりと、障害のある方々に読書に触れやすい環境整備をしていくということはハードまたソフト面においても重要であるというのは皆様御承知のとおりであります。

一説に言われていますけれども、世界の中で、いわゆる視覚障害のある方に向けた書籍物、これは点字とかオーディオブックも含めてですけれども、これは途上国においては出版物の１％しかない

い、先進国においても七、八％しかないという読書飢餓の状況が続いています。なおかつ、アジア太平洋地域で視覚障害の方々が多に多いというデータもありますので、この日本が国内及びまた世界の各国と連携しながらこうした読書に触れる機会をふやしていくことは非常に重要なことであると思います。

まず、国内の話ですけれども、個人的に手に入るというのがありますが、公共的な機関においてこういうものを触れやすくするという意味においては、やはり市町村の規模や都道府県の取組によって差が出てしまうんですね。

そういった場合に、障害のある方に読書のサービス、出版物に触れやすいことを一生懸命やっている自治体もある。国においては国会図書館でやっていますけれども、あと、民間団体と協力して、サビエ図書館と連携してやっていますが、これもまだまだソフトの部分の数が少ないという点もあります。

まず、公共的な施設、いわゆる図書館などでこれをどう広めて体制整備をしていくのかという、国としてそうした自治体の支援策といったものについてはどういったものを考えておられるか、まずお聞きいたします。

○神山政府参考人 お答えいたします。

公立図書館におきます施設等の整備につきましては、設置者である地方公共団体が地域の実情に応じて適切に判断し取り組むものであると考えているところでございます。また、公立図書館の施設等の整備に係る国庫補助金につきましても、現在一般財源化されておりますので、地方公共団体の実情に応じてサービスの充実が図られているものと認識をしております。

こうした中、文部科学省におきましては、図書館の健全な発展を図るために図書館法に基づきまして図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定めており、その中で、障害者に対するサービスとして、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字

幕入り映像資料などの整備、提供等の充実について求めているところでございます。

今後、マラケシ条約が承認された場合には、条約の趣旨やこれに沿った望ましい対応などにつきまして各種会議等において周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、先生御指摘のございましたように、国立国会図書館あるいは関係団体等におきまして、読書障害者のためのサービスとして視覚障害者等に向けたデータ提供サービスが行われているところでございます。

各図書館がこれらのサービスに参加しネットワークを形成することは、読書障害者の環境整備のためにも有効であると考えており、文部科学省におきましても、各図書館に対してネットワーク化に必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○小熊委員 基本的にはその自治体の判断がありますけれども、自治体の財政規模によって、やれるところと手が回らないところの差が出てきますから、地域の格差が出ないような手当ては国として考えなきゃいけないと思います。

自治体の判断ですよ。自治体の判断なんですけれども、何百万人という自治体と何千人という自治体が、こういうマラケシ条約ができたからいろいろ自治体もそれぞれで考えてやってくださいなねといったって、そんなのできるところとできないところがありますから、これはしっかりと国としてどう支援していくかということが必要です。そもそも、MDGs、ミレニアム開発目標においては、誰も置き去りにしないと言っているんです。そういう哲学ですよ。誰も置き去りにしない。これは国内だけでなく国外のそういうところも含めての話ですけれども。

そういう観点からいうと、単純に自治体の判断というだけではこれはいかないと思いますし、先ほど同僚議員も言っていましたけれども、これは先天的な話じゃなくて、マラケシ条約でちゃんと想定しているのは、いわゆる加齢によるとい

う、お年を召してから、病気でなく加齢によって視力が低下していく人、そういう人も読書にアクセスしやすいようにするというような意味も含まれているわけでありまして。

これは人口の少ないところでもそういう人は多いわけでもあります。我々だって病気じゃなくてもそういう側になる可能性があるし、ましてや糖尿病の多い日本であれば、糖尿病によって視力を失う方も多いわけでありまして、そういう意味では、自治体の規模によって差が出ないような配慮を国としてはしなきゃいけないということだと思います。

もう一回、その点について。

○神山政府参考人 お答えをいたします。

先ほど自治体の主体というふうに申し上げましたけれども、まずやはり地方自治体がその実情に応じて図書館の整備をするということが原則というふうに考えてございますが、このようにマラケシ協定が締結された場合、今回国会で御承認いただいた場合には、その趣旨を私もきちんと伝えて、これに沿った望ましい対応ができるように、各自治体に各種会議等におきまして周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

○小熊委員 周知徹底はいいんですが、とどのつまりは財政支援がどうかということですよ。

○神山政府参考人 この点につきましては、これまでの地方活性化ですとか地方分権の流れの中で、平成九年以降は一般財源化をされているというところでございますので、この一般財源化された中で各自治体が主体的に取り組むということが基本ではないかと考えてございます。

○小熊委員 今、人口減少でいろいろ課題を抱えている中で、新たな課題解決の宿題が与えられるわけですよ、自治体においては。だから、これは新たに考えなきゃいけないという趣旨です。今までどうやっていきますじゃなくて、これからどんどんどんどん、私の地元もそうですけれども、人口減少になっていって、本当にいろいろな課題が積み上がってきているんですよ。

今までの解決されない問題もありながら、新たな目標ができて、きちっとよりよい社会に向かっているかなきゃいけないという、場合によっては、今までのじゃだめだからこういう質問をしているんですよ。わかりますか。

○山内政府参考人 委員御指摘のとおり、マラケシュ条約の第九条は、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するための協力について明確に規定しております。例えば、点字図書館の権限を与えられた機関の間の情報の共有、あるいはそのような機関の実務の方法などについての情報を利用可能にするということ、あるいは、そういったものを国として支援するというように加えて、世界的な所有権機関、WIPOにおける協力についても規定しているところがございます。

○神山政府参考人 お答えをいたします。

これまでの経緯等もございまして、財政全般にかかわることでございますので、この場で即答はできませんが、御指摘の趣旨を踏まえて、いろいろ考えてまいりたいと存じます。

○小松委員 まあ、そうです。だから、財政的なことがあるので、今後の目標として、しっかりとそれを現状認識して取り組んでいただきたいという点と、ただ、確かに、限られた財源の中でやっていかなければいけないので、効果的な方策を考えなきゃいけないというふうに思っています。

そういう意味では、民間との連携が必要で、このマラケシュ条約を想定して、出版業界においては、オーディオブック協会というのも立ち上がりまして、点字の著作物をつくるというのは大変な労力も必要でし、お金もかかる。ただ、今、いろんなICT化の中で、少ない投資で大きな効果が得られるような状況にもなっていますし、実際、このオーディオブックのシェアというのはかなり広がってきているわけでありまして。皆さん、それぞれの携帯端末においても、もう既に持っている方もいると思いますが、ダウンロードして持っているというものもあります。

ある意味、ハードの整備は、各自自治体においても大変なお金がかかりますし、国の支援策も、それは青天井ではないのもわかっています。そういう意味では、こうしたICT技術を進展させることによって、地域の偏在をなくしていくということが重要だというふうに思っています。

そういう意味では、民間においてこの協会が立ち上がっています。これに限らず、こうした電子書籍の普及を目指すという意味において、官民の連携というのを今後どうしていくのか、お聞きいたします。

○中山委員長 官民の連携についてという質疑でございます。行政側、答弁しつかりお願いいたします。

○神山政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のように、ICT技術、その他いろいろな技術を使つての対応でありますとか、オーディオブックその他、いろいろなこと、あるいは物の物流その他にかかわることでございますし、また図書館もかわることでございます。

そういったような観点から、いろいろ、各省関係する部分が多いかと存じますので、各省でいろいろ連携しながら、必要な体制について今後検討していく必要があるものと考えてございます。

○小松委員 この条約の肝というのは、そういう、障害のある方、また著作物に触れにくい方の垣根を低くしていくということの中で、いろんなハード、ソフトの整備、ソフトの部分でも、だから、先ほど言ったとおり、日本のデータではない、世界の全体のデータですけれども、先進国でも印刷物の七割しかなくなってないわけでもあります。

だから、そのハード、ソフト両方の充実化をしていく上においては、限られた財源の中でやるという意味では、しっかりと民間との連携が必要でし、民間の側は、そういった、この条約を意識して出版業界でつくったんですよ、このオーディオブック協会というのを。それは、いろんなビジネスチャンスを狙つてもあるんですけども、きつかけとなったのは、この条約が実現するというのを踏まえて、出版業界では準備しているわけ

す。

ですから、限られた財源の中で、そうした垣根を低くしていくという意味においては、しっかりと有機的に連携をして、結果を生んでいかなければいけないというふうに思いますので。これは条約がスタートですから、これがゴールではないので、ぜひ、ここからどうやって普及させていくか。地域の偏在性がないように、地域によって格差が出ないようにやっていかなきゃいけないという点においても、こうしたICT技術の活用という点においても、民間との連携をしつかり強化をして、結果がちゃんと出るようにしていただきたいと思ひます。

先ほど言ったとおり、私も、この条約に触れて、先天的に障害のある方だけじゃなくて、我々もそつちの側に立つ瞬間が来るのも、これはあるということなんです。年をとった後、ともに。別に、健康者であつても、いろいろな眼鏡を使つても見えない、見られない、それで読書飢餓に陥つていくということは、少子高齢化社会の中では、これはもつともつとふえていくことが想定されていきますから。

そういう意味では、我が身の問題としてこれは考えていかなければいけないという点において、ぜひ、実際の社会での浸透していくということにうやうやして、さらなる努力、新たな発想で、今までこうやってきましたけれども、新たなスタートとしてやっていただきたいということを要望して、次に、その国際的支援ですね。

先ほどお話ししたとおり、アジア太平洋地域は比較的多いと言われているんです。我々はこれは、日本は私は国際貢献は世界一だと思つていますから、効果的にやっていく。MDGsの中でも、これは障害全般ですけども、誰も置き去りにしない、みんなで一緒に発展していくんだ、こういう目標を掲げています。

そういう意味において、国際支援という立場で、このマラケシュ条約の目的達成のためにはどうやってやっていくのか、お聞きいたします。

○山野内政府参考人 委員御指摘のとおり、マラケシュ条約の第九条は、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するための協力について明確に規定しております。例えば、点字図書館の権限を与えられた機関の間の情報の共有、あるいはそのような機関の実務の方法などについての情報を利用可能にするということ、あるいは、そういったものを国として支援するというように加えて、世界的な所有権機関、WIPOにおける協力についても規定しているところがございます。

我が国といたしましても、この条約の締結を契機にしまして、本条約の、総会における国際的な協力の議論などにも積極的に参加していく考えでございますし、途上国を含め、この分野における国際的な協力を一層進展させていきたいというふうに思っているところでございます。

また、委員御指摘のとおり、アジア太平洋地域に非常にこういった潜在的な受益者が多いということでございますので、例えばAPERCのような適切な外交的な場を通じて、各国のこの条約への参加を促していくというようなこともやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○小松委員 それで、あとは、先ほど同僚議員もいろいろな数字を出していただきましたけれども、世界的な割合があるんですが、ここにも実は格差があつて、先進国と途上国では倍違うんですね。そういう意味においても、この途上国における支援というのは先進国以上にしっかりとやっていかなきゃいけないという問題がありますし、国においてはICTも普及もしていませんから、ある意味ではいろいろな、ハード、ソフト両面の支援もしていかなければいけないというふうに思っています。

大きな意味では、このMDGs達成のためにも、また日本がこれまで果たしてきた国際貢献を更に進展させていくというためにも、この条約の発効を踏まえて新たに支援策もしっかりと考えて

いつていただきたいというふうに思いますし、その点については、大臣もODAについて深い造詣がありでございますので、ぜひ意識をして体制を整えていただきたいというふうに思っています。

委員長の許可があれば、文科省はもういいです。

○中山委員長 文部科学省神山大臣官房審議官におかれましては、御退室いただいて結構でございます。

○小熊委員 シップリサイクル条約に移ります。

これは、先ほど来お話が出ているように、日本がリーダー的役割をしてきた。大臣からも、日本は造船立国としての立場もあるということで、日本がこれからまさに果たしていく役割というのは多いと思います。

いろいろ私なりに調べさせてもらったら、このリサイクルのほとんどを担っているのが四カ国、中国、インド、パキスタン、バングラデシュ。日本は、外務省のホームページにも出ていますが、インドはこのシップリサイクルの支援をしているところであるんですけれども、日本はその四カ国の実態調査もして、どのぐらいのリサイクル能力があるのかというのを調査しているところではあります。今後、この条約が発効されていろいろな基準が変わっていくときに、どう対応できいくのかという世界の状況も見なければなりません。

そうした意味でのデータベースづくりという情報把握というのは、今どういうふうになっていきますか。

○宮武政府参考人 シップリサイクル条約では、締約国が許可したシップリサイクルヤードにつきまして国際海事機関に報告いたしまして、国際海事機関はその内容を周知することとされています。

シップリサイクル条約が発効することによりまして、御指摘のとおり、シップリサイクルヤードのデータベースが国際的に構築され、世界のシッ

プリサイクルヤードの実態把握が行われるようになるかと考えております。

そのために、シップリサイクル条約の早期発効及び我が国の締結が重要であると考えております。

○小熊委員 これまでも日本は調査をしていて、その上でインドに支援をしているんですけれども、インドのシップリサイクルのやり方というのは非常に単純というか、満潮時に岸の方に持ってきて干潮時に作業するという、非常に素朴なやり方をしていますが、パキスタンとかも同じやり方でやっていますよね。

インドだけの支援でいいのか。中国はそれはあれですけど、パキスタンやバングラデシュに対してはどういうアプローチをしていますか、このシップリサイクルの支援については。インドだけに今やっているのは、外務省もホームページに出していますが、それだけでは足りないわけですよ、シニア的には。バングラデシュだってパキスタンだって相当数やっていますから。どうでしょう。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。確かに、インドだけではなく、パキスタン、バングラデシュでも非常に危険な形でそういう解体作業が行われているということもさまざまな形で指摘をされているところでございます。

これから条約が締結されて、さまざまなデータベースが構築されていく中で、どういうようなニーズがあるのか、そういうことがより詳細にわかってくると思います。その中で、ほかの国々とも連携しながら、そういうことへの対応というのも考えていきたいというふうに考えております。

○小熊委員 いろいろな船の仕組みというのは、皆さん御承知のとおり、日本籍船と造船数が違うわけですね。日本は船はつくっているけれども、日本に所属している船が全てイコールではないというのは、これは船の世界の話ですけれども、日本は造船立国ですから、かなりの船をつ

くついているという責任においていえば、やはり一つの国だけじゃなくて全体を見てリサイクルが進展していくように体制をとっていかなくや、国際貢献していかなくやいけないうふうな思っていますので、インド以外の国においてもぜひ検討していただきたいなと思っています。

片や一方で、税制が変わってトン数標準税制というのになって、また、このシップリサイクル条約発効後は、ある意味、日本籍船もふえていくんじゃないかということも一方で言われています。となると、日本国内でのリサイクル能力は今やどうなっているんだということを考えると、非常に脆弱な状況になっている。

これは、先ほど大臣答弁もありましたとおり、このリサイクル主要国も条約に入ってくるという意味では、ハードルが上がってくるわけですよ。そうすると、なかなかリサイクル業者が追いつかない。ちよつとうちの方で受けられませんかというのになってくれば、日本は転売してほかの国でリサイクルしてもらっているのが多い現状ですが、国内でもちよつとやっついていかないと条約どおり処理できないというふうになってくるというのことも懸念をされていますので、国内のシップリサイクルの能力を高めていくということも一方で考えなければいけないと思いますが、この点についてはどう対策をとっていくのか、お伺いいたします。

○宮武政府参考人 国内におけるリサイクルヤードの支援に関する御質問に対してお答えいたします。

御指摘のとおり、現在、国内におきましては、海外での解体がなかなか難しい官公庁船を中心に小型船の解体が行われているという現状にございます。大型船につきましては、解体のスクラップ鉄の価格に非常に影響される事業でございますので、国内における解体事業につきましてはなかなか成立しにくいという状況でございますけれども、今後、日本籍船がふえていくということになれば、当然日本における解体の能力というの

待されることでございますので、推移を見ながら注視してまいりたいと思っております。

○小熊委員 ありがとうございます。

それにあわせて、一つのデータによれば、いわゆる船の寿命、大体世界的には二、三十年と言われているんですが、日本はそれより短いとも言われているんですね、十五年、二十年と。普通の国が二十年、三十年というところ、十五年、二十年というのになってくれば、今ほど言っていたように、日本におけるリサイクル能力の向上もやっついていかなくやいけない反面、いわゆるリデュース、リユースという部分も意識していかなくてはならないというふうに思っています。やはり、環境を考えたり、しっかりとっていくということの意味では。

そうしたこともあわせて、総合的にそういった問題についてはどうやってアプローチしていくのか、お聞きいたします。

○宮武政府参考人 船舶は、重量ベースで九割以上がリサイクル可能な材質でできております。そういうリサイクルの優等生ということになっております。そういう意味で、リサイクルは進んでいるのかと考えております。

また、我が国が使用した船舶のほとんどは、御指摘のとおり、海外に売られて、引き続き使用されるケースが多々ございます。したがって、船舶そのものの、それに船舶に搭載される機器もリユースされているということでございます。

また、船舶は、他の輸送機器と比べまして、比較的長く使用されるということがございます。そんな中で、結果的に、船舶で使用する材料のリデュースにつながっているというふうにも考えております。

そういう意味で、船舶は三Rに関しましてかなり進んでいるものだと承知しております。

考えてございます。

○小態委員 ありがとうございます。

いずれにしても、これは、条約が、日本がリーダー的な役割を果たした、海洋国家日本、造船立国日本としても、発効後の日本の取組というのがまさに重要でありますし、この条約の目的達成のためには、国際的連携のもとに、こうした環境、また労働条件の改善といったものについても、日本がまさにそういった意味においてもリーダーシップ的役割を果たせるように取組をお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

○中山委員長 委員から申出がございまして、国土交通省宮武大臣官房技術審議官におかれましては、御退室いただいて結構でございます。

○小態委員 きょう、条約の審議ではありますませんが、ちょっと重要な案件なので質問させていただきます。

報道にありますとおり、北朝鮮の要人が北京入りをしたという報道がなされております。今、朝鮮半島をめぐる、緩和に向けた加速的な動きの一環であろうかなとは思いますが、政府として、この点についてはどの程度情報を把握しているか、お伺いいたします。

○河野国務大臣 お答えする前に、週末、香港へ参りまして、会津若松の市長と一緒に会津のプロモーションに参加させていただきました。

香港側からは、現在の輸入規制について、香港の消費者の理解をしつかり得た上で対応していきたいという、前向きな関係者の御努力もありましたことを御報告させていただきますと思います。

さて、お尋ねの件でございしますが、北朝鮮の金正恩委員長が、二十六日に北京入りし、習近平主席と会談をし、帰国したという話がございします。また、習近平主席は、金正恩委員長からの訪朝要請を受けたという情報もございします。

さまざま発表されている情報、それから、情報としてはございしますが確認をされていない情報もございしますので、政府としてしっかりと情報分析をすると同時に、関係諸国と情報を共有し、緊密な

連携を維持してまいりたいというふうに思っております。

○小態委員 済みません、まず、質問の冒頭に大臣に御礼を申し上げなければいけません。本当にありがとうございます。また、訪米の際に、我が党の国対控室にお土産をいただきましたことを、まず御礼申し上げます。私からも地元のもので、少くお引受けいただければというふうに思っています。本当にありがとうございます。週末、ちょっと会津若松市長とも懇談をする機会がありますので、大臣からこの点について御指摘あった点を御報告をしておきますので、本当にありがとうございます。

北朝鮮については、情報把握をしつかりしていかなければいけない。米朝会談の発表からいろいろな加速的な動きがある中で、常々日本政府が言っているのとおり、対話のための対話はしないというこのラインというのをどう守っていくかということは重要だというふうに思いますし、いろいろな変化の状況に応じて、この北朝鮮情勢の安定化に向けて、また非核化に向けて、日本政府の果たす役割もしつかり行つていただきたい。

こういう点においては、つくづく、これは何回か私も御提言させていただいたり、ほかの委員からもありますけれども、やはり、インテリジェンス機関が日本はないに等しいということが、こういった激しい国際情勢の変化において、日本の外交能力の向上に足をつ引っ張っている状況であると言わざるを得ないというふうに思っています。

そうした意味では、これからまだまだこのアジア情勢というのは変化が激しくなつてきようかと思ひますし、世界も、テロも含めいろいろな変化があるところでありまして、やはり、この際、これは通告していませんが、このインテリジェンス機関といったものの設置については真剣にもう検討する時期に来ているんじゃないかというふうに、この北朝鮮の北京訪問、要人が訪問した件について改めて強く思った次第であります。

臣、何かコメントがあればお願いをいたします。

○河野国務大臣 インテリジェンスの話は非常に機微なものですから、余り今の時点でオープンな場でさまざま申し上げるのは適切ではないのかもしれない。インテリジェンスについては議論できる場がございしますれば、外務省としても、そこでもさまざま、できる範囲で御議論をさせていただきたいというふうに思います。

また、きのう、カナダの外務大臣が来日されましたが、カナダからも、この一連の動きについて、北朝鮮が明確に、完全かつ不可逆的、そして検証可能な非核化に向けての具体的な行動をとるまでは現在の制裁は緩めるべきでないという話がございしました。国際社会において、今、そういう考え方が引き続き主流になっているというふうに認識をしております。

これまで北朝鮮と国際社会は何度も対話をしてまいりましたが、この対話の結果、北朝鮮の核をとめることができず、国際社会からはそれなりの資金が北朝鮮に支払われているということもございします。こうした間違いを繰り返さないように適切に対応していかなければならないというふうに思っております。

○小態委員 ぜひそのような方向でお願いいたします。

私自身は、やはり日本の果たすべき役割というのは、国際的な連携がしつかりなるための役割を果たしていかなければならないと思ひますが、今現時点で、側面的には、アメリカ、中国、韓国を見たら北朝鮮との交渉事に主導権を握りたいなところになっているので、日本が主導権をとるとかそういう話ではなくて、逆に連携役に徹していくということが日本の最大の役割じゃないかなと思ひますので、ぜひその点については、大臣始め日本政府の努力を求めるところであります。

次に移りますが、またこれも最近のやつで、英国で起きたいわゆる元ロシアの情報機関員襲撃事件で、欧米各国がさまざまな反応をしています。

日本政府においては、官房長官は今のところ、そういった外交官に対してのことはやらないという、言及がなかったということが報道でなつていますけれども、この件について日本政府はどんな対応をしているのか、改めてお聞きいたします。

○河野国務大臣 三月四日にイギリスで発生いたしました元ロシア情報機関員の襲撃事件によりイギリスにおいて被害者だけでなく周りの市民にも被害が出たことは、極めて遺憾であり、憤りを感じるところでございます。被害を受けた方々に心からの同情を表したいと思ひます。

化学兵器の使用を許容することはできず、我が国もこの使用を極めて強く非難をするものであり、化学兵器を使用した者は処罰されるべきであるというふうに考えております。

今月十九日の日ロ首脳間での電話会談及び二十一日の日ロ外相会談でも、このような我が国の立場をロシア側に直接伝達いたしました。我が国としては、本件に関するイギリス政府の立場を注視しており、現在行われているイギリス警察による捜査及びOPCW、化学兵器禁止機関の専門家による調査を通じ、早期に事実関係が解明されることを期待をし、関係国との間で連携をして物事に当たつてまいりたいというふうに思っております。

○小態委員 イギリス以外の国でも、外交官の追放といった措置をとつていますが、日本政府としてはこれは選択肢には入っていないませんか。

○河野国務大臣 今申し上げましたとおり、現在イギリスで行われている調査を通じて事実関係が解明されることを期待をし、見守っている状況でございします。そのような措置をとることは、今の時点では考えておりません。

○小態委員 仮定の話にはお答えにならないでしようが、時と場合によっては、その選択肢も消えていないというふうな理解をしたいというふうに思ひます。

時間がないので、次に、一方で、また、ロシア軍が択捉島を拠点に、これは初めてです、戦闘機

の訓練、迎撃訓練をされましたが、これまでもいろいろなミサイル配備とかの訓練があった際に、政府としては厳重に抗議していますが、今回の迎撃訓練に関しては厳重抗議されませんでしたか。

○河野国務大臣 御指摘の訓練については承知をしております。北方領土におけるロシア軍の動向には注視しており、鋭意、情報収集を行っているところでございます。

この件につきましても、この情報に接した後、直ちに、二十六日夜、外交ルートを通じて、本件は北方四島におけるロシア軍による軍備の強化につながるものであり、これらの島々に対する我が国の立場と相入れず遺憾であり抗議する旨を申入れをいたしました。

こうした問題の根本的解決のためには、北方領土問題それ自体の解決が必要であると考え、引き続き、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針のもと、ロシアと粘り強く交渉に取り組んでまいりたいと思います。

○小熊委員 大臣の言っている、もちろん北方四島を日本へ取り返さなさいけないというのが最大の目標ではありますが、ここ数年、そういうふうになっている割には、逆に基地化が進んでいつてしまっている。今回の戦闘機は、ハバロフスクから来てハバロフスクに帰っていきましたけれども、懸念されるのは、戦闘機そのものが折返に、もう空港も整備されましたから、これは軍民共用です。それから、さかねないという一つの方向性だったんじゃないかなというふうに懸念をされます。

この軍事拠点化については、逆に、緩やかではありますけれども進展しているという事象しか見えてきていません。この軍事化が後退しているというニュースは一切、ここ数年聞きません。粘り強い交渉をしながらも、ロシアがどんどんどんどんやってきているというのが現状だというふうに思います。そういう厳しい認識、大臣、お持ちですか。

○河野国務大臣 安倍総理とプーチン大統領の間で、既に二十回の会談が行われ、首脳同士お互い

意思を通じて、この北方四島の問題の解決並びに平和条約の締結に向けて双方で努力しようという合意がございますので、その方針に従ってしっかりと対応してまいりたいと思います。

○小熊委員 アメリカともそうだけれども、首脳同士、これは、その是非については私の立場から言いませんが、安倍政権が長いことによつて、各国の首脳との人間関係が深くなっているのも一つの側面だとは思いますが、アメリカにせよロシアにせよ、仲がいいと言っているながら、トランプ大統領とゴルフまでしているのに、いや、ビジネスは別ですと肘鉄を食らったり、ロシアにおいても、仲よく人間関係ができていと言っているが、お金も出しながらこういうことをされているというところにおいては、これはもつと日本もしたたかに厳しくやらなさいけないというふうに思っています。

そういう意味では、お金だけ、利益だけとられて日本に何の利益もたらさないということがないように。一つ一つの事象を見ても、ロシアとの関係においては、日本にとつて明るいニュースはないですよ、北方四島に関しては特に。やらせてばかり。厳重抗議したって、それは言葉だけです。実態がつかない。この点についてはもう一度、その人間関係が濃いのはいいんですけれども、それはそれとして、であるならば、しっかりと国益の進展のために結果が出るようにしていただきたいというふうに思います。

ある意味では、安倍総理と、プーチンさん、トランプさんを比べれば、安倍総理の方が人がよ過ぎるんじゃないかなというふうに思いますよ。向こうはもつとしたたかですから。そういう意味では、厳しく、冷静にこの口外交については取り組んでいただくことをお願いを申し上げ、質問を終わります。

○中山委員長 次は、岡田克也君。

○岡田委員 岡田克也です。十五分しかありませんので、条約のこととはとも

かくとして、きょうは、アメリカのNPRについて大臣の御見解をお聞きしたいと思っています。二月二日、少し時間もたちましたが、この米国のNPRが発表されたときの大臣談話話題になりました。私も大変驚きました。高く評価するといふふうに言われたわけですが、このことについて、大臣、反省はありますか。

○河野国務大臣 昨年、北朝鮮は、広島に投下された原爆の十倍以上の威力を持つ核実験を強行したのは岡田委員も御存じだと思います。日本列島を核爆弾で海の中に沈めるといった極めて挑発的な声明を放出したわけでございます。

この北朝鮮の核・弾道ミサイル計画の進展は、日本の平和と安定に対する重大かつ差し迫った脅威であると考えております。政府には、何よりも国民の命と平和な暮らしを守り抜く責任がございます。そのためには、この日米同盟のもとで、通常兵器に加えて核兵器による米国の抑止力を維持していくことが必要不可欠でございます。

日本は、専守防衛を旨としておりますから、そして非核三原則を堅持するという方針のもと、北朝鮮の核に対して、核の抑止力をみずから用いることはできません。北朝鮮の核の脅威から国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、米国の核の抑止力に頼らざるを得ないのが現実でございます。

このような状況のもと、今回、米国が発表した「核態勢の見直し」は、米国のみならず同盟国の安全を確保するという核による拡大抑止に明確にコミットしてございまして、我が国はこれを高く評価するものでございます。

○岡田委員 拡大抑止へのコミットメント、それを評価するということは私は否定するものではありません。しかし、あなたのこの談話は、全体について高く評価しているというふうにとられたのではないですか。

では確認しますが、このNPRについて、全体を高く評価しているのか、コミットメントを高く評価しているのか、どちらなんでしょうか。

○河野国務大臣 今申し上げましたように、この同盟国の安全を確保するという核による拡大抑止に明確にコミットしているところは高く評価いたします。

また同時に、アメリカは、今回のNPRにおいても、核兵器の究極的廃絶に向けたみずからの取組に引き続きコミットし、NPT体制の強化、核兵器のさらなる削減を可能とする安全保障環境の追求にも言及をしているということをつけ加えてさせていただきます。

今回のNPRは、北朝鮮による核・ミサイル開発の進展、急速に悪化している安全保障環境に対処するために、これまでの核兵器の役割を確認し、米国の抑止力の有効性を確保するものと認識をしております。

○岡田委員 今のお答えは明確ではないんですが、文書を見ると、全体を高く評価しているというふうにしただけじゃないんです。しかし、私は、それは明らかにバランスを失しているというふうに思います。

二〇一〇年のNPR、私が外務大臣のときの話ですけれども、このときに書かれているのは、核兵器の数の縮減と役割の減少です。しかし、今回のNPRは、核兵器の役割の拡大というのが一つの大きな流れですね。そこは明らかに百八十度考え方が変わっているわけです。この点についてはどう考えているんですか。

○河野国務大臣 二〇一〇年のNPRにおいても、核兵器が非核攻撃を抑止する役割を担う可能性に言及をしております。今回のNPRにより核の先制使用等の可能性が高まっているわけではないと思います。

今回のNPRは、むしろ、これまでどおりの核兵器の役割を明確化することによつて、相手国がアメリカの意図を誤認をするあるいは誤算をするといったリスクを減らし、抑止力を高める意図を明らかにしたものだというふうに考えております。

○岡田委員 質問に答えてもらっていないので、

もう一度聞きます。

二〇一〇年のNPRは、核兵器の数と役割の低減ということが主張されました。今回、核兵器の役割を拡大、この点についてはどう考えているのかと聞いているわけです。

○河野国務大臣 申し上げましたように、二〇一〇年のNPRでも、核兵器が非核攻撃を抑止する役割を担う可能性ということに言及をしているわけでございますから、核の役割を拡大するのではなく、むしろ、この核兵器の役割を明確にして、誤算、誤認によるリスクを減らすということを意図しているんだと考えております。

○岡田委員 大臣、二回言われましたけれども、核の先制使用についてのNPRの二〇一〇年と今回との比較ですけれども、これは外務省も事務的にもいろいろ言うんですが、確かに、二〇一〇年のNPRでも核の先制使用は否定されておりません。そこは共通です。しかし、具体的な中身においてはかなり変えているということを申し上げておきたいと思ひます。

このことは後で言いますが、もう一回聞きます。

核の役割の低減と二〇一〇年のNPRでは主張しましたし、そういう内容になっています。今回のNPRでは、核の役割の低減ということは貫かれていますか。

○河野国務大臣 核攻撃及び非核攻撃を抑止するという核の役割というものについては、二〇一〇年のNPRあるいは今回のNPR、変化はございません。

今回のNPRは、核兵器の役割を明確にすることによって、相手国の誤認、誤算のリスクを減らすということで抑止力を高めようとしているというふうに考えております。

○岡田委員 それは詭弁ですね。

明らかに、核の役割を低減しようとした二〇一〇年NPRに対して、今回は、役割を低減しよう、そういう考え方はない、むしろ拡大する。あなたは明確化と言われましたが、拡大する。そこ

は百八十度変わっているということを申し上げておきたいと思ひます。

先制使用については、先ほど大臣、言及されました。大きな変更はないというふうに言われますが、大きな変更はあるんです。先制使用について、二〇一〇年のNPRでも否定はしていません。しかし、核兵器を使用する極限の状況について、より具体化して拡大しているのが今回のNPRじゃないですか。

そして、その中には、核によらない重大な戦略攻撃、具体的には、民間人やインフラに対する攻撃、これに対しても核を使うことがあり得るということも言っていて、それは、全く前回のNPRには見られないことだという指摘に対して、どう考えられますか。どう答えますか。

○河野国務大臣 今回のNPRについては先制使用を明確にしたとおっしゃいますけれども、今回のNPRも前回のNPRも先制使用を否定していないというのはこれまで申し上げてきたところでございます。

今回のNPRは、核兵器の役割を明確にすることによって、相手国が、こうしたことについてはアメリカはやらないであろうという誤認、誤算を防ぐ、そういう意図があるんだろうというふうに思っております。これだけ安全保障環境が悪くなっているわけですから、相手国の誤認や誤算によって核あるいは生物化学兵器といったものが使われるリスクを下げる、抑止力を高める、そういう意図があるものというふうに考えております。

○岡田委員 今大臣が言われた話は、戦術核についての議論ではそういう議論はあるのかもしれないけれども、この先制使用の話というのは、相手が先制使用する可能性があると思えばそれより先に使うというインセンティブは出てくるわけですから、私は、今大臣が言われたことは、この先制使用の議論には当てはまらないというふうに思っています。

では、もう一つ聞きますが、ソールパース、

唯一の目的論について、確かに、二〇一〇年のNPRでも、それを直ちに採用する条件は整っていないとしながらも、目指すべき目標であるというふうに書いているわけですね。ところが、今回はソールパースは明確に否定されています。ここはどう考えるんですか。

○河野国務大臣 前回は今回も、ソールパースということではないということでございますから、そこに特に変更はないというふうに思っています。

○岡田委員 前回は、ソールパースは、直ちに採用する条件は整っていないが目指すべき目標であると明確にしていたわけですね。今回は、ソールパースは目標ではないというふうに否定しているわけです。明らかにベクトルは違うんじゃないですか。

それを、同じだ、全部同じだと、大臣、先ほどから答弁を聞いていますと言っておられますが、それは詭弁ですよ。

○河野国務大臣 今回のNPRでも、米国は、核兵器等の究極的廃絶に向けた取組に引き続きコミットしNPT体制を強化する、あるいは核兵器のさらなる削減を可能とする安全保障環境の追求にも言及をしているわけで、将来的にアメリカがそうした方向に向かっていくという姿勢は変わらないというふうに思っております。

○岡田委員 旗は掲げているということですが、具体的にやっていることは全く逆方向で、二〇一〇年のNPRはその旗に向かって努力しているという姿勢が見えませんでしたよ。しかし、今回は、やっていることはその逆だということですよ。

それを同じだというふうに強弁したりということになると、日本だって、核兵器なき世界を目指すなどという旗はもう畳んだ方がいいですよ、大臣の言い方だと。どうですか。

○河野国務大臣 二〇一〇年と今回のNPRを取り巻く安全保障環境は、北朝鮮危機を始めさまざまな状況が悪くなっている中でNPRでございます。その中にあるけれども、アメリカは、究極的な

核軍縮、核廃絶に向けての取組は引き続きコミットするんだということを言っております。

環境がいいときにさまざまなプランニングをするのと明らかに環境が悪くなっているときのプランニングというのは、当然その書きぶりは違うんだらうと思いますが、同じ方向を究極的に向いているという点については、違いはないと思ひます。

○岡田委員 拡大抑止を強く求める余り、このNPR策定作業の中で、核の役割を減ずるのではなくてふやしてもいいというふうに、具体的なことはいろいろこのNPRに書いてあるわけですが、そういったことをやってもいいというふうに日本の政府から働きかけたという事実はありますか。

○河野国務大臣 岡田委員も外務大臣を経験されておりますのでおわかりだと思いますが、日米間では、日ごろから、日米安保、防衛協力に關するさまざまな事項について緊密かつ幅広く意見交換を行ってきております。こうした機会を通じて、アメリカの核政策についても意見交換を行ってきております。

ただし、事柄の性質に鑑み、具体的なやりとりについてお答えするのは差し控えているところでございます。

○岡田委員 二〇〇九年のときにも、私が外務大臣に就任する前、中曽根外務大臣の時代ですけれども、日本に対するコミットメントをふやしてもいいという中で、日本の核なき世界を目指すという方向とは明らかに違う方向で日本政府が働きかけたのではないか、そういう疑念があるわけですよ。今回はそういうことはあるんですか、ないんですか。ここはもう基本的なところですから、具体的なことを私聞いているんじゃないんです、そのことについて大臣の答弁を求めたいと思ひます。

○河野国務大臣 当時も岡田外務大臣の米国政府宛ての手紙でそうした疑念を否定されたというふうに理解をしておりますが、今回も前回も米国の核政策について意見交換を行ってきているという

ことはございますが、その具体的なやりとりについて対外的にお答えをしたことではないというふうに認識をしておりますので、今回も差し控えたいと思います。

○岡田委員 私のクリントン長官への手紙の中では、日本政府としては働きかけたことではないと考えているが、もしあったと受け取られたとしたら、それは誤解であるということを、公開した手紙の中で述べているわけです。

これは日本政府の基本的スタンスにかかわるところですから、今回のこのNPR策定に当たって、日本政府として、核の役割を増大してもらいたい、そういったことを働きかけたという事実があるのかないのか、それだけでもやはり国民に対して説明する責任が大臣にはありますよ。いかがですか。

○河野国務大臣 事柄の性質に鑑み、具体的なやりとりについて詳細を申し上げるのは差し控えます。

○岡田委員 終わりますけれども、詳細を語ってくれと言っているんじゃないんです、基本的な考え方をきちんと国民に知らせてくれということを申し上げているわけです。

続きはまたやります。

○中山委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 きょうは、二つの条約について質問します。

まず、マラケシユ条約について聞きたいと思いますが、

本条約は、各国の著作権法に著作権の権利制限規定を設け、ある国で制作した障害者向けの図書の複製物を他国に輸出できるようにするものと理解しています。

世界盲人連合の推計では、毎年世界じゅうで出版される百万冊の書籍のうち、視覚障害者などが利用できる点字や録音図書などが制作されている割合は、途上国で1%以下、先進国でも7%にすぎないとされています。こうした「本の飢餓」と呼ばれる状況が原因で、世界じゅうの何百万人もの

出版物利用に障害がある人たちが社会的孤立や貧困などの状況に置かれている。河野大臣はこうした状況をどのように見ておられますか。

○河野国務大臣 世界じゅうの視覚障害者の方々ととって利用可能な著作物が引き続き不足しているということは承知をしております。もちろん、国内でも状況はさほど変わらないというふうに承知をしております。

そのような状況を踏まえて、この条約の交渉過程においても、視覚障害者の方々による著作物の利用機会促進の分野での国際協力とのさらなる推進に貢献するため、我が国は、この条約の採択に向けて積極的に参画をしてまいりました。

日本がこの条約を締結することにより、我が国の視覚障害者の方々による国内外の著作物の利用の機会を更に促進し、視覚障害者の方々による著作物の利用の機会の促進に関する国際的な取組に貢献することに資するものというふうに考えております。

ただ、きょう、さまざま御議論をいただきましたように、例えば、点字あるいはオーディオブックのようなものは、これは日本語の書物を日本語の点字、日本語のオーディオブックに直すわけでございます。なかなか、もちろん海外に在住の日本語を理解される視覚障害の方にはいろいろと貢献をできるわけでございますが、英語ですとかスペイン語、アラビア語、フランス語といった国境を越えている言語とは若干状況が違います。

そういう意味で、こうしたものを作成する過程において、日本としてどのような支援ができるのかというところについても取り組んでいかなければならない、支援をしていかなければならないというふうに考えております。

○穀田委員 今、私もそのことを二番目に言いたかったんです。やはり、とりわけアジアの地域においてどういう役割を果たすのかということ極めて重要です。

午前中の質疑でも、外国語、とりわけ英語、それから今お話があったようにスペイン語とかあり

ましたけれども、報告書を見ますと、アジア太平洋地域でこの条約を締結した国は七カ国にすぎないとされています。

アジア太平洋地域は、世界で最も視覚障害者が多く、全盲の方が二千四百四十万人、中度から重度の視覚障害者全体で一億三千五百万人と推計されています。人口の急速な高齢化や糖尿病などの慢性疾患の拡大で、出版物の判読に障害がある方が今後増大されると予想されています。

そういう意味で、作成過程ということもありましたけれども、アジア太平洋地域の実情に対して日本としてどのような働きかけを行うのかということが求められると思いますが、簡単に御答弁をお願いいたします。

○山野内政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、このアジア太平洋地域におけるマラケシユ条約の締結国はまだ少ない状況でございます。

まず、マラケシユ条約は、第九条におきまして、各国の点字図書館等による、点字などの利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するための協力を規定しておるところでございます。視覚障害者の方々による著作物の利用機会を促進するための国際的な協力をいう意味で非常に重要なベースになるものでございまして、我が国といたしましては、本条約の締結を契機に、この分野における国際社会の取組に更に貢献するというところでございまして、アジア太平洋地域、特に開発途上国を含みますけれども、国際的な協力を一層進展させていきたいと考えております。

また、さまざまな外交機会、APERC等の機会もございまして、そういった機会も捉まえて、いろいろな協力、あるいはアジア太平洋地域の各国のさらなるマラケシユ条約への参画を促していくといった取組を行っていききたいと思っておりますのでございまして。

○穀田委員 今ありましたように、参加、締結といいますが、七カ国にすぎないという事象と、やはり日本が果たさなければならぬ役割、そう

いったものにしつかり自覚して取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、国内に少し目を転じますと、社会福祉法人日本盲人会連合は、昨年二月、マラケシユ条約の批准に向けて、文化審議会著作権分科会の小委員会に対し、著作権法改正に関する意見書を提出しています。その中で、「著作権法第三十七条第三項における受益者の拡大」や「受益者への公衆送信の法定化」、「複製が認められている者に関する規制緩和」、「テレビ番組への音声解説付与に関する権利制限」に関する意見書を提出しています。

文化庁にお聞きしますが、政府として、こうした国内の障害者団体からの要望にどうお応えになつていくのか、明らかにされたいと思います。

○永山政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、昨年の二月に、文化審議会の小委員会の方に日本盲人会連合から意見書が提出されております。意見書の内容は、今委員が御説明いただいた四点についてでございます。

その要望事項のうち、一点目、二点目、一点目が著作権法第三十七条第三項における受益者の拡大、二点目が同項における対象行為の拡大ということでございますが、この二点については、ことの二月に国会の方に提出させていただきました。著作権法の一部を改正する法律案において、所要の規定の見直しを盛り込んでいるところでございます。

また、三点目の、著作権法第三十七条第三項の複製等を行うことができる主体の拡大につきましては、障害者団体と権利者団体との意見の調整を経まして、昨年の四月に取りまとめられた審議会の報告において、権利者の利益を不当に害さないための配慮を行いつつ、ボランティア団体などが現行制度よりも簡易な方法で同項の主体になり得るようになるため、所要の措置を講ずるべき旨の提言がなされております。

文化庁としては、この提言を踏まえまして、関係者の御意見も聞きながら、具体的な制度設計の

検討を進めて、速やかに制度の整備を行っていただきたいというふうに考えております。

四、テレビ番組への音声解説付与に関する著作権処理の問題につきましては、現状では関係者の意見調整がまだ整っていないという段階でございますけれども、今後、関係者の御意見を伺いながら、協議が円滑に進むよう文化庁としても支援を行っていきたく考えております。

○穀田委員 精神はわかりましたけれども、やはり、三点目に言われたボランティアの問題を含めて、それを支える人たちが本当に関与できるようなことについては当然必要なことだと思ふんですね。そこはよく理解していただいて、実行に移していただきたいと思ひます。

次に、シブプリサイクル条約について聞きます。

現在の日本の船舶も含め、老朽化した船舶の解体が行われているのは、世界第一位の船舶解体国であるインドを始め、中国、パキスタン、バングラデシュなどが主であります。中国を除いて、開発途上国での船舶リサイクル方式は、ビーチング方式と呼ばれ、自然のところで干満差を利用して船舶を自力で座礁させ、干潮時に船舶を解体する方法で行われています。

しかし、このビーチング方式は、クレーン等の重機、搬送機器、救急設備などの重機を船の側に近づけることができず、全て人手の作業となつて、極めて危険な解体方式であります。船舶リサイクル現場の労働者の死傷事故は後を絶たず、健康被害、さらに環境汚染も深刻となっております。

この条約では、労働者の安全保護、環境保護を目的としているわけですが、シブプリサイクルの処理能力が要件となっております。現状と条約の実効性をどう考えているのか、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

現在、船舶の解体の多くは委員御指摘のとおり途上国で行われており、環境汚染や労働者の事故、疾病が発生しております。特にパキスタン及

びバングラデシュにおいては、解体施設の未整備や不適切な労働環境を背景に、アスベストやPCB等の有害物質による海岸や海水の深刻な汚染、解体作業中の労働災害の多発が指摘されているところでございます。

シブプリサイクル条約は、まさにこうした問題を受けて、これに対応するために作成されたものでございまして、労働者の安全確保、環境保護の観点から、解体施設が遵守すべきルール等を詳細に規定しているところでございます。

これらのルール作成の交渉には主要な船舶解体国である途上国自身も参加しており、今後これらの国が、先進国の協力も受けつつ、本条約に沿った適切な解体を行うための国内法整備を進めていくことで、本条約の実効性が確保されることになると考えております。

また、本条約には、締約国の解体施設が本条約に違反しているという証拠がある場合には、他の締約国が所在国政府に対して立入調査を要請することができ、そういう規定が設けられておりまして、こうした制度も活用することによって本条約の実効性は確保されるものと考えております。

○穀田委員 今鈴木審議官が前半の方で言われたように、随分事故が起きているわけですね。二〇一六年十一月にパキスタンで起きた解体中の事故は、爆発が起き、二十八人が亡くなつています。パキスタンでは、労働者を保護する法律が整つておらず、基本的な安全対策や安全設備が十分な職場も珍しくないため、労災事故が後を絶たないというのが現状です。

こうした危険なビーチング方式は日本の海岸では認められていません。なぜ日本では認められていない危険な解体方式を行っている開発途上国で日本の船舶の解体を行うのか、外務省としての所見を伺いたいと思ひます。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

現状におきましては、委員御指摘のとおり、さまざまな、インド、パキスタン、バングラデシュといった国が専ら解体をやっているということで

ございまして、ビーチング方式による船舶解体、これは主に、施設の未整備あるいは人的コストの削減の観点からそのような方法をとっているというふうに承知をしております。

こういった危険な状況を解消するために、まさにこのシブプリサイクル条約といったものが議論され、今回採択されているわけでございまして、これを速やかに締結していくことが重要だというふうに考えております。

○穀田委員 全然それは答えになってへん。それは、条約をこうします、こうなりませという話で。

せやけれども、実際には日本の船舶を、いわば危険な解体方式を行っている開発途上国で行っているのは、どういうふうに思っているねんというのを聞いてみるわけですか。条約だったらこうなりませなんて話を聞いているんじゃないかと、現実には、ええ格好しているけれども、実際には、今お話あったように、安いコストという話が、全てじゃないけれども、大きな柱となつてやっているやないかという現実を見ないとかあんのちゃうか、そこを聞いてみるわけですか。

時間もないからあれなんやけれども、じゃ、日本はどうかという、日本における船舶解体業者は瀬戸内海を中心に六社が営業しているんですよ。そのほとんどが機械化されて、しかも、国内において、条約の要件を満たして大型船舶の解体を行うことは、日本の技術をもつてすれば可能なんです。しかし、今お話あったように、収益を得るために、労働コストが安い劣悪な労働環境の開発途上国に危険な解体方式を押しつけているというところにほかならぬわけですね。

日本が海運・造船国として条約づくりを主導してきたといつも声高に言うわけですが、だとすると、先進国型のシブプリサイクルシステムの構築についても、世界的に日本の責任をどう果たしていくのかということが問われているんじゃないか、そこを明確にされたいと思ふんですが、いかがですか。

○鈴木政府参考人 委員御指摘のとおり、このような現状が引き続きあることはあつてはならないということだと思ひます。

したがいまして、私も日本といたしまして、例えば、インドに対してODAにより新しい船舶解体施設の整備について支援をしてきておるところでございます。

また、ほかの、パキスタン、バングラデシュといった国々に対しても、委員御指摘のとおり、これまでの日本の蓄積しましたさまざまな技術、ノウハウ、知見といったものを利用して、その状況が改善されるように、積極的に協力をしていきたいというふうに考えております。

○穀田委員 結局、日本の船舶をそういったところへやつて、現実はそのでやっているやないか、そういう話をしているんですよ。

そういう、本当に、相手に対して支援はしている、それは一つの例でしょう。それは、そのことも必要だということは論をまちませんよ。現実の問題について厳しい反省と理解がないと、それはあきまへん。

最後に、私、言っておきますけれども、国交省は、シブプリサイクルシステムの構築に向けたビジョンの中で、先進国型リサイクルモデルの開発として、十分な解雇能力の確保のために外航大型船を我が国でリサイクルする方策及び政策的な支援を検討すべきであると言っているわけですよ、同じ政府の部内で。国内における船舶リサイクルの事業の再生は、国内での循環型社会の構築という理念への取組もさることながら、鉄資源の確保やCO₂排出削減効果への貢献、雇用の創出、地方経済の活性化などさまざまな効果が期待できるとしている。

そういう道を進むべきであるし、今やっている、そういう開発途上国で危険な作業をやらせるやり方について、そういうのを自主規制するぐらいのことを指導するのが当たり前だということを述べて、終わります。

○中山委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございます。

私も条約をお伺いしたいんですが、その前に、本当は条約の質疑をしつかりやりたいので、残りの部分は今後の一般のところで聞ききたいと思いますが、きのう、ニュースが電撃的に走っていました、北朝鮮の要人が中国の方へ行っただけじゃないかと。

どうやら、けさのを見ていますと、金与正さんの方じゃなくて、金正恩さんですね、金委員長が北京を訪問された。中国の報道によると、朝鮮半島の非核化についてという部分は出ていますが、恐らくそれだけじゃなくていろいろなことを彼らは議論したんだと思いますが、こうした状況を日本としてどう捉えているのか。大臣、どのようにご覧になっていますか。お伺いできますでしょうか。

○河野国務大臣 金正恩委員長が習近平主席と北京で会談をしたという情報が流れております。

今、我々としては、さまざまな情報を収集、分析をし、関係国とそれを共有し、今後も引き続きしっかりと連携をまいりたいというふうに思っております。公表された情報、公表されておらず確認中の情報、さまざまございますが、しっかりと情報の収集、分析に努めてまいりたいと思います。

○丸山委員 このところの北朝鮮の動き、非常に素早い、なかなかしたたかな動きが多いというふうに感じております。

金正恩委員長、私は同い年でございまして、三十四歳で、誕生日がちょうど二日か三日違いだそう、私は一月十日で、そういえば大臣も一月十日で、お誕生日でいらつしやると聞いたんですが、同じで光栄でございます。彼は十三日ですが、三日ぐらいしか違わないということで、非常に彼の動き、同じ世代としても見ておりますが、ここところの朝鮮半島の情勢を見ていると、非常に外交の動きが速くて、日本としても、枠組みの中で、蚊帳の外という形にされないように

しつかり見ていく、日本の国益を追求していくという姿勢が非常に大事だと思います。

時間が少のうございまして、一般で、残りは別の日に聞いていきたいというふうに思います。しつかり日本の国益を通していく外交をよろしくお願い申し上げます。

まず、マラケシュ条約の方をお伺いしたいんですが、これも、これはやはり権利を守っていく部分も非常に大事だというふうに思います。日本は、コンテンツを世界に売っていく中で日本の権利を守っていくとやっているわけですから、そうした中でしつかりコンテンツの権利を守っていくべきじゃないかと、一方で、本当に、視覚障害者の方がこうしたものに触れられないという状況を変えたい、この利益の調整というのが非常に難しかったと思うんですね。

この調整の部分でどのような調整をされてきたのか、そして問題は生じなかったでしょうか。お伺いできますでしょうか。

○永山政府参考人 お答え申し上げます。

今回、マラケシュ条約を締結するために必要な事項につきまして、別途、著作権法の一部改正法案を国会の方に提出させていただいております。その過程におきまして、審議会の方で意見調整をいたしました。審議の過程におきましては、障害者団体からマラケシュ条約の内容にかかわらずさまざまな要望がありまして、それについて二年ほどかけて検討をして、その結果が今国会に提出させていただいております。法律案の方に結実しているというふうに考えております。

最終的な内容につきましては、文化審議会の著作権分科会において、障害者団体及び権利者団体の方から意見聴取を行いました。その際、基本的な内容につきましては御賛成いただいたというふうに承知しておりますが、権利者団体の一部からは、これは改正法が成立した時点で、この適用、これも、健康者への流用防止などの法の適正運用、権利保護の実質化という観点から意見があったものというふうに承知しております。

○丸山委員 しつかりそういった御意見も受けとめていただいて、権利の保護の部分もしつかりやっていただきたいというふうに思います。

これは、ただ、著作物を点字化していく、音声図書にしていこうというのはなかなか手間のかかる作業、大変な作業なんですけれども、今、地元を回つていたりしても、お伺いしていますと、こうした作業はボランティアの方が協力してやっているのが現状で、なかなかこうしたコンテンツが出てこない、物が出てこないというのが最大の問題だというふうに私は思っています。

これは、本条約を承認してやっていくのであれば、やはりしつかりと国としてバックアップ体制を整えていかなきゃ何の意味もない、ふえなきや意味がないですね、障害を持った方が触れられるこうした著作権物がふえなければ意味がありませんので、しつかりこの辺のバックアップ体制を整えていく必要があると考えておりますが、政府としても同じ考えでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○宮寄政府参考人 お答え申し上げます。

著作物の点字化、音声化につきましては、その多くが点字図書で行われておりまして、点字図書の運営に係る費用につきましては、国がその二分の一を負担しているところでございます。

また、現在、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業という事業がありますが、その事業におきまして、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する地方自治体に対して、国として財政支援を行っているところでございます。

引き続き、著作物の点字化、音声化に必要な支援を実施し、点字図書や録音図書の普及を図っていきたくというふうに考えているところでございます。

○丸山委員 引き続きやっていただくのはやっています。ただ、なかなかいけませんけれども、今申し上げたように、今の現状のバックアップで、この日本、数%と言われていますが、少ない、全世界で百万冊発行されているそうですが、そのうち

数%しか点字はない、日本も似たようなもので、なかなかふえていないという現状の中で、今と同じことをやっていたら結局一緒だと思えます。この条約を承認していくわけですから、しつかりこの部分、より支援をしていくというのが非常に必要だと思えますので、時間がありませんので次に進みたいんですが、よろしくお願ひ申し上げます。

シブプリサイクル条約の方、お伺いしたいと思います。

これは、日本がリーダーシップをとってつくってきた条約、何としても外務省としてもやりたいんだと思うんですが、一方で、この条約発効に必要な条件を満たすことができるのかなというの、はたで聞いていて非常に心配な部分があるんですけれども、これについてどのようにお考えでしょうか。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

本条約は、第一に、締約国数に關し、十五カ国以上が締約すること、第二に、締約国の船舶船腹量に關し、世界の船舶船腹量の四〇%以上となること、第三に、締約国の船舶解体力に關し、締約国の船舶船腹量の合計の三%以上となることという三つの発効要件を充足した後二十四カ月で効力を生ずることになっております。

このうち、第一の締約国数でございますが、現在六カ国が締約しております。しかし、二〇一八年内にも、EU域内法の施行後にEU加盟国による締結の動きが進むと考えられますので、今後数年以内には充足されるという見通しでございます。

船舶量に關する第二の要件でございますが、世界トップのパナマを含む現在の締約国全体で約二%でございます。今後、二%を占める我が国、未締約国全体で一九%を占めるEU加盟国及び二%を占める中国が締結すれば充足されるという見通しでございます。

また、最後の船舶解体力に關する第三の要件でございますけれども、これは、主要な解体国であ

るインド及び中国が締結すれば充足される見通し
でございます。

ちなみに、中国は既に関連国内法の整備を終え
ており、早期の締結が見込まれますほか、インド
も早期締結の意思を示しており、今後数年以内の
締結が期待されているところでございます。

○丸山委員 最後にお伺いしたいのは、今回この
条約が締結されると、造船所、船主、あとリサイ
クル施設、それぞれ負担が出てくると思うんです
けれども、これはどの程度負担が出てくるのか、
そうした方々に対するフォローみたいなものも含
めてどういうことになっていくのか、お伺いしま
す。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

まず、船主側が負うこととなる主な負担でござ
いますけれども、これは造船時の有害物質の目録
の作成等の手続的なものでございまして、多大な
コスト負担を強いるものではないと考えておりま
す。また、現存船については、目録に記載すべき
有害物質の種類を減らすなど一定の配慮がなされ
ており、建造、航行スケジュールに影響を与える
ことなく対応可能となる、そういう見込みでござ
います。

また、船舶リサイクル施設につきましては、新
たに許可制が導入されることになるわけござい
ますが、条約の対象となる大型船舶を解体する国
内の施設というのには限られております。また、我
が国の施設では既に基本的な安全、環境対策はと
られておりと認識しておりまして、許可の取得に
当たり大きな負担は生じていないと考えておりま
す。

なお、本条約は、発効要件充足から発効まで二
年間の猶予が設けられており、各関係業界による
準備期間というものも十分に確保されていると考
えております。

○丸山委員 これで質疑を終わります。ありがと
うございました。

○中山委員長 これにて両件に対する質疑は終局

いたしました。

○中山委員長 これより両件に対する討論に入る
のでありますが、その申出がありませんので、直
ちに採決に入ります。

まず、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読
に障害のある者が発行された著作物を利用する機
会を促進するためのマラケシュ条約の締結につい
て承認を求めるの件について採決いたします。
本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立総員。よって、本件は承認す
べきものと決しました。

次に、二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な
再資源化のための香港国際条約の締結について承
認を求めるの件について採決いたします。
本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立総員。よって、本件は承認す
べきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両件に関する委員会
報告書の作成につきましては、委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中山委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

平成三十年四月十六日印刷

平成三十年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C